

義務教育無償、義務教育費国庫負担の堅持等を求める意見書

憲法及び教育基本法に規定された教育の機会均等と義務教育無償の原則を実現することは、国の重要な責務である。このことから、全国どの地域においても無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。

現在、この制度は、政府の財政赤字削減を目的に、地方の独自性を損なう補助金制度として廃止・削減の対象とされ、「三位一体の改革」の議論の中で、制度全体の見直しが検討課題となっている。しかし、この制度は国が義務教育の実施主体である地方を支える制度であり、地方を拘束するものではない。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており、現行制度においても自治体の裁量権は保障されている。

むしろ、この制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差を生じ、政府の主張する国の関与の見直しが、地方の教育水準の低下をもたらしかねない。国庫負担率の引下げにより削減された8,500億円が税源移譲された場合、39の道府県で以前の国庫負担金を下回ることが明らかになっている。しかし、30人以下学級を実現し、子どもたちが豊かに育まれる教育環境を整備するためには、教職員の配置や校舎の増改築など多額な費用が必要になることから、国による財源措置が必要不可欠である。また、深刻な雇用情勢を反映して、就学援助受給者や奨学金希望者が増大している中で、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながるものが危惧されている。

よって、国会及び政府においては、教育の機会均等を保障し、ゆとりある教育環境を実現するための施策を下記のとおり行うよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担を堅持すること。また「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくすよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級を早期に実現するため、必要な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣

（提出者）全議員